

生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月21日

生駒市公平委員会委員長 上武 昌文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

本庁

機 関	職
議会事務局	局長 次長 局補佐
市長部局	理事 公室長 部長 局長 参事 次長 課長 主幹 課長補佐 秘書課の秘書係長及び主査 広報課の広報係長 職員課の人事係長、給与係長、研修係長及び主査 総務課の総務係長及び文書法制係長 企画政策課の企画係長及び行政経営係長 財政課の財政係長 秘書課の主任及び主事 職員課の主任及び主事
会計課	会計管理者 課長 課長補佐 会計係長 審査係長
福祉事務所	所長 課長 主幹 指導主事 課長補佐 児童福祉課の保育係長及び児童福祉係長
教育委員会事務局	教育長 部長 参事 次長 課長 主幹 指導主事 課長補佐 教育総務課の庶務係長及び学務係長 教育指導課の指導係長
選挙管理委員会事務局	局長 主幹 局長補佐
公平委員会事務局	書記
監査委員事務局	局長 主幹 局長補佐
農業委員会事務局	局長 局長補佐

別表第2（第2条関係）

出先機関

機 関	職
人権文化センター	所長 副所長
高山竹林園	所長
保育所	園長
子どもサポートセンター	所長 副所長
衛生処理場	場長 主幹 場長補佐
清掃センター	所長 主幹
清掃リレーセンター	所長
消費生活センター	所長
花のまちづくりセンター	所長
竜田川浄化センター	所長 副所長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
幼稚園	園長
学校給食センター	所長 副所長
男女共同参画プラザ	所長
芸術会館	館長
公民館	館長 館長補佐
図書会館	会館長 副会館長
南コミュニティセンター	館長 副館長
北コミュニティセンター	館長 副館長

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1及び別表第2の規定は、平成20年4月1日から適用する。